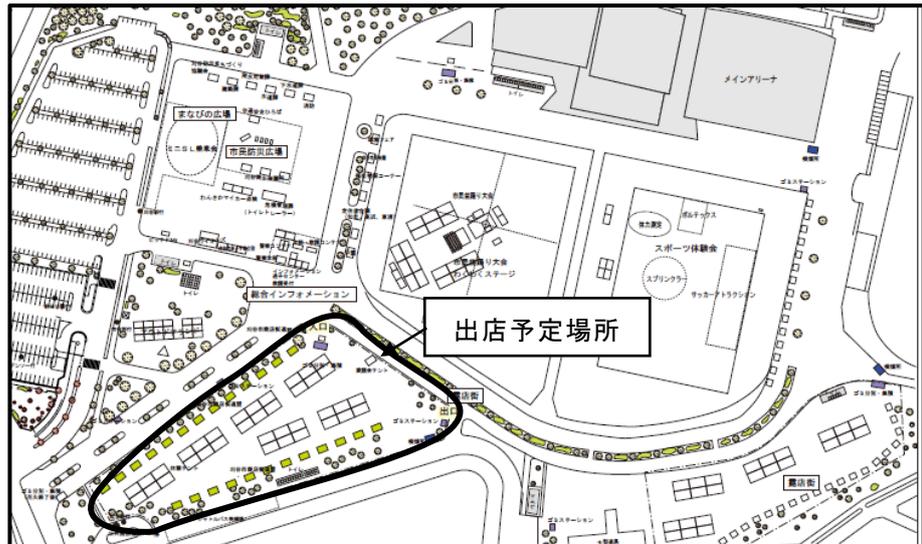


刈谷わんさか祭り2022 【商店街グルメ横丁】出店者募集要項

1 開催概要

- (1) 日 時 令和4年8月20日(土)
午前11時00分から午後7時30分(予定)【荒天中止】
- (2) 主 催 刈谷市観光協会・刈谷市
- (4) 場 所 刈谷市総合運動公園(刈谷市築地町荒田1番地) 下図参照



※出店場所は会場設営の都合上、変更する場合があります。

【注意事項】

刈谷わんさか祭りについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、以下のとおり主催者が開催可否の判断を行いますのでご了承ください。

開催日の8月20日(土)を含む期間で、愛知県に緊急事態宣言が発令された、または発令される見込みの場合

→開催中止

(※ただし、まん延防止等重点措置が発出されている場合は開催とする。)

2 出店概要

(1) 出店内容

飲食物の販売及びパンフレット・チラシ類の配布、商品展示によるPRなど。ただし、市内実店舗の事業内容に関するものに限ります。

飲食物の場合

- ・市内に店舗を有し、当該店舗で食品営業許可を受けていること。
- ・出品品目は、保健所で食品営業許可の受けられる露店品目に限る。
- ・アルコールの提供は禁止します。

移動販売車の場合

- ・営業所所在地及び営業者住所が市内の事業者で、過去1年間で市内での販売実績を有すること。

(2) 出店条件

申込み時点で、以下の条件を満たしていること。

①刈谷市商店街連盟加盟店、かつ、刈谷市観光協会会員

※出店申込書及び食品営業許可証(写)等添付書類(参照「(8)添付書類」)に事実と異なる場合や不備がある場合は、刈谷わんさかまつり事務局及び刈谷市商店街連盟で審査し、出店をお断りする場合があります。

②販売行為を行ったことに起因して生じた損害を賠償するための保険に加入していること。

(3) 募集区分及び出店料

	テントブース出店	移動販売車
募集数	テントブース、移動販売車合計で約30店舗	
	約25店	最大5小間まで
出店料	1ブース 35,000円 (出店ブース料 30,000円、 事務手数料 5,000円)	1小間 25,000円 (出店小間料 20,000円、事務手 数料 5,000円)
ブース(小間) の大きさ	間口5.4m×奥行3.6m×高 さ1.85m~2.8m	間口5.4m×奥行3.6mの車両設 置場所(車両外での調理は不可)
ブース設営者	主催者	出店者
主催者準備品	ブース表示板(0.2m×1.8 m)、横シート幕3方、照明 用蛍光灯2本(20w)、電源 (100V・500W)※	電源(100V・500W)※
オプション備品 (税抜)	展示台1台2,000円、折畳机1台1,500円、折畳椅子1脚500円、 電源500W追加ごとに2,500円、ブース下養生シート(2重、5.4 m×3.6m、処分費含む)6,000円、コンパネ(0.9m×0.9m)1,000 円(後日、会場設営業者より申込者へ直接請求します。)	

※電源は、主催者で一括管理を行います。(自社所有の発電機の持ち込みは禁止)

※テントブース、移動販売車の重複申込は不可

(4) 申込方法

「刈谷わんさか祭 2022 出店申込書」に必要事項を記入し、(5)の添付書類とともに刈谷あきんどぷら座へ直接提出してください。

※申込み後の募集区分の変更は不可

※申込み後に出店品目を変更する場合は、**6月29日(水)**の出店者説明会終了時までには必ず刈谷市商店街連盟事務局へ連絡してください。

※「刈谷わんさか祭 2022 出店申込書」は、刈谷市商店街連盟ホームページからダウンロードしてください。(刈谷あきんどぷら座にも用意しています。)

(5) 添付書類

- ・「食品営業許可証」の写し
- ・市内実店舗の「食品営業許可証」の写し
- ・「保険証券」の写し (前述2(2)出店条件に記載の保険)
- ・販売車の「車検証」の写し (移動販売車の方のみ)

※上記の営業許可申請等に係る費用は出店者負担となります。

※調理する品目が多数の場合、当協会から保健所へ確認し、品目を削減していただく場合があります。品目数についてご不明な点等は、事前に保健所に相談の上、申込みしてください。

※新規に食品営業許可証を取得し、申込期限までに提出できない場合は、**6月29日(水)**の出店者説明会終了後までに、刈谷市商店街連盟事務局まで提出してください (FAX又は郵送可)。提出のない事業者は、出店をお断りする場合があります。

※食品営業許可証の営業所の名称等が出店者と異なる場合は、出店をお断りする場合があります。

※申込期限までに保険証券の写しが用意できない場合は、保険申込書の写しでも可としますが、この場合、後日、保険証券の写しを別途ご提出いただきます。

(6) 申込期限

令和4年6月3日(金) 16時必着

3 出店申込者勉強会及び出店者の決定

出店申込者に対する勉強会を開催し、その後、出店者及び出店場所を決定しますので、必ず現場の責任者の出席をお願いします。

(1) 日 時 令和4年6月22日(水) 14時00分から

(2) 場 所 産業振興センター603会議室

4 出店者説明会

出店者説明会には必ず現場責任者のご出席をお願いします。出席いただけない場合は、出店をお断りします。時間厳守をお願いします。

(1) 日 時 令和4年6月29日(水) 14時00分から

(2) 場 所 産業振興センター603会議室

(3) その他

食品を扱う方 保健所から食品営業についての説明及び質疑応答がありますので、ご不明な点等は必ずご確認ください。

火気を扱う方 衣浦東部広域連合消防局から火気取扱いについての説明及び質疑応答がありますので、ご不明な点等は必ずご確認ください。

5 出店料の支払い

出店者説明会にて、お支払いください。なお、お釣りのない様にご準備をお願いします。

※出店料は、原則返金いたしません。詳細は「7 注意事項(20)」を参照してください。

※出店者説明会当日にお支払いいただけない場合は、出店できません。

6 連絡網について

開催前の連絡事項や、開催期間中のトラブルの際の連絡網は下記のとおりです。



7 出店に関する注意事項

(1) 当日は、必ず主催者係員の指示に従い、出店申込書に記載の現場担当者を1名以上会場内に常駐させ、緊急時に対応できるようにしてください。

(2) 展示、販売及びPRは出店場所内のみで行い、他の園内施設での広告、宣伝、販

売などの行為は行えません。

- (3) 火気の使用については、別紙「火気取扱い注意事項」を厳守してください。違反することがあれば、ただちに撤収していただきます。
- (4) 飲食物を販売する場合は、出店場所が油などで汚れないように、出店者により必ず各ブース下（売り場含む）にビニールシート（防炎性のもの）を2重で敷いてください。万一汚した場合は、出店者で清掃するなど対応をお願いいたします。なお、ビニールシート等が敷かれていない場合や、汚れが清掃されていない場合などは、清掃費用を請求させていただきます。
- (5) 調理に火気器具等（電磁調理器を含む）を使用する場合は、業務用消火器の設置が義務付けられていますので、必ず用意してください。
- (6) 市内店舗のPRを目的としていますので、店舗名を記載した看板を移動したり、商品看板やのぼり等で隠したりしないでください。
- (7) 申請書類に虚偽の内容が含まれていた場合は、出店をお断りします。
- (8) 当日開催前に事務局が、各ブースの巡回を行います。申込品目以外のものの販売、使用禁止の機械等を使用していた場合は、販売を中止していただきます。
- (9) 割り当てられた小間の一部又は全部を譲渡又は貸与していることが発覚した場合は、ただちに撤収していただきます。
- (10) 公序良俗に反するもの並びに射幸心を煽るもの及び「くじ」の類は全面禁止しています。これらを行っていた場合は、ただちに撤収していただきます。
- ※禁止事例
- ・ 1等、2等などがあり、何がもらえるかはっきりしない。
 - ・ サイコロを振り、出た目の商品がもらえる。
 - ・ 料金を払い、好きな番号を言ってその中にある商品をもろうなど。
- (11) 開催期間中の商品の保管は、出店者の責任において行い、ブース内で発生したゴミは必ず出店者が責任を持って処分してください。ブース内に放置してあったり、ゴミ集積所に持ち込まれたりした場合は、処理費を請求させていただきます。
- (12) 出店にかかる盗難・紛失については、刈谷市観光協会及び刈谷わんさか祭り事務局は一切責任を負いませんので、夜間も含め出店者の商品、備品、貴重品等は出店者の責任で管理してください。
- (13) 出店者の故意・過失により事故等があった場合は、出店者の責任において対処してください。
- (14) 営業終了時刻は、午後7時30分を予定しています。この時間に必ず営業を終了していただくよう時間厳守をお願いいたします（刈谷市商店街連盟事務局にて電源を一括管理します）。また、来場者誘導のため、午後8時00分に一旦消灯し、その後、片付けのため午後8時15分より再点灯します。

【新型コロナウイルス感染拡大防止のための注意事項】

- (15) テント間の間隔は、最低2 m以上確保してください。
- (16) 並んでいるお客さん同士が密にならず、距離を保てるよう配慮し、間隔を空けて並ぶよう店舗側で整理・誘導を行ってください。
- (17) 出店者はマスクまたはフェイスシールド等の着用をしてください。
- (18) 出店者本人が新型コロナウイルス感染者となり外出自粛期間を経過していない場合、出店者の同居家族に感染者がいる場合は出店をお断りします。
- (19) 37.5℃以上の発熱や倦怠感のある方、及び咳やのどの痛み等がある方については、出店をお断りする場合があります。
- (20) 出店者はアルコール消毒液を用意し、お客様が消毒できるようにレジ付近に設置してください（費用は出店者負担）。
- (21) 現場担当者は、出店当日、出店者全員の健康状態を確認し、検温結果を記録してください。
- (22) 飛沫飛散防止のため、発声による客引きは極力控えてください。

8 出店料の取扱いについて

出店料については原則返金いたしませんが、災害等緊急時の取扱いについては次のとおりとします。

- (1) **開催当日**に、災害、荒天等により中止または時間短縮を決定した場合

→出店料は返金いたしません

- (2) 出店料徴収後から**開催前日**までに、災害、荒天等または、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言等が発令され、刈谷市観光協会が中止を決定した場合は、出店ブース料30,000円（移動販売車の場合は出店小間料20,000円）を返金させていただきます。

- (3) 刈谷わんさか祭り開催当日において、7（17）、（18）等、出店者に新型コロナウイルス感染または感染の疑いがあり、出店をお断りした場合

→出店料は返金いたしません。

9 出店におけるペナルティ

本要項記載のルール遵守の徹底のため、刈谷市商店街連盟にて、チェックシートを用いてチェックを実施します。その結果、違反事項がある場合、後日、刈谷市商店街連盟等で募集要項等に基づき審査を行い、減点または注意を課します。

ペナルティ

刈谷市観光協会主催の催事(刈谷桜まつり、刈谷わんさか祭り及び刈谷アニメcollection)でチェックを実施し、減点が累積2回となった場合は、刈谷市観光協会主催の催事への出店を1年間禁止します。また、注意が累積3回となった場合は、減点1とします。

なお、ペナルティは減点・注意に関わらず、それぞれ指摘を受けた時から、3年経過後に消滅するものとします。

10 出店時について

食品を販売する場合は、祭り当日に「食品営業許可証」を見やすい位置に掲示し、「営業設備の概要」の写し（出店許可品目の分かるもの）を店舗内に携帯して営業してください。

11 荷物等の搬入・搬出について

- ・場内への荷物搬入・搬出用車両の「車両通行許可証」と指定駐車場への「車両駐車許可証」を各1枚配布します。指定場所以外の駐車はできません。
- ・搬入・搬出用車両は、所定の時間内に限り、会場内の指定の場所に一時停車することができます。
- ・会場内外の既存施設を損傷した場合は、出店者の責任で原状回復してもらいます。

12 その他

当日は刈谷市商店街連盟本部ブースを設置し、来場者への出店者の案内のほか、刈谷市商店街連盟PRや熱中症予防のための飲料販売を行います。

13 申込先・連絡先

刈谷市商店街連盟事務局（刈谷あきんどぷら座）

〒448-0844 刈谷市広小路5丁目46番地

電話 0566-25-3015

FAX 0566-25-3035

■定休日 土・日・祝日 ■営業時間 午前9時00分～午後4時00分